

■ 学位論文要旨（修士）

## 環境保全型農業の展開と課題

— 兵庫県多可町坂本営農組合の取り組みを事例に —

池内明子\*

本稿は、有機農法に取り組む兵庫県多可町中区坂本集落を事例に取り上げ、環境保全型農業の実践と継続における課題を生産者の視点から明らかにすることを目的としている。

はじめに、本修士論文の問題意識の背景について述べる。戦後、日本農業は農地改革、高度経済成長期の到来などの流れの中で、近代化への道を辿って来た。化学農薬や化学肥料の使用、農作業の機械化により近代化した日本農業は、高度成長期の産業構造を支え、食糧の安定供給に貢献してきた。しかし近代化農業は、工業化と同じく公害問題を引き起こす事となり、化学農薬、化学肥料が残留した食品を介して、食についての社会的不安を生み出すことになった。また自然環境に対して多大な負荷をかけ、化学農薬や化学肥料の残留により自然を破壊するに至り社会問題化した。

このような社会情勢の中、化学物質を用いた農法のあり方に疑問を持ち、独自に無農薬、無肥料による農法を研究する研究者、医師、篤農家が現れ始めた。そして1971年に一楽照夫によって「有機農業研究会（現在の日本有機農業研究会）」が創立され、この研究会に賛同したメンバーと食の安全性を求める女性達の間で交流が生まれ、有機農業運動、提携活動と呼ばれる動きが民間レベルで誕生し、発展していった。

近代化の弊害は世界中で発見され、1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、「かけがえの無い地球」という用語が登場している。この言葉は世界中に

---

\* 現代社会研究科 公共圏創成専攻  
博士前期課程 地域コミュニティ研究領域

影響を与えた。日本では1970年はじめに環境庁が創設され、公害問題を環境問題として受け止めることとなった。また1987年にブルントラント委員会で発表された報告書『我等共通の未来』の中で発表された「持続可能な発展」という概念は世界中にインパクトを与え、以後「持続可能な社会」をキーワードに各国が今後の政策を模索することとなった。日本も加盟国の一員として模索を始め、持続可能な社会における農業を「環境保全型農業」と位置づけた。この環境保全型農業において最も理想的な農業生産のあり方として、有機農業が位置づけられ、現在は政府主導の有機農業および環境保全型農業が推進されている。

現在、日本農業は農業就業者数の減少、急速な高齢化の進行、後継者不足という問題に加え、耕作放棄地の拡大、食糧自給率の低下といった問題をはらんでいる。このような状況の中で、民間レベルで始まった有機農法という農業生産方法を、国が目指すべき最上位の農業生産方法に据えた環境保全型農業が、果たして継続的に行われることが可能なのか。また持続的なものにするためには何が課題となりうるのかという点について、本稿では生産者の視点から明らかにすることを目的としている。

そのために、まず第Ⅰ章では近代化農業において社会、環境に対して最も影響を及ぼした化学農薬、化学肥料の誕生の経緯と化学肥料の使用の拡大が引き起こした問題点を整理し、これらが日本においてどのような広まりを見せたのかを整理した。化学農薬の中でも

代表的な3つの農薬を取り上げ、それぞれが持つ環境に対する影響と人類が学んだ教訓をまとめ、日本における化学農薬の被害と、政府の対応の遅れ、そして化学農薬、化学肥料への依存の反省として環境保全型農業を推進するに至るまでの経緯を整理した。

続く第Ⅱ章では、日本において有機農業と環境保全型農業が誕生した経緯と、展開過程、そして現状を整理した。まず環境保全型農業に類似する用語の整理と、用語間の相互関係を確認した後、環境保全型農業の原型ともいえる有機農業の誕生と展開について述べ、現在政府によって推進されている環境保全型農業の政策意図を明らかにした。

第Ⅲ章では、本稿の調査地である多可町坂本集落が位置する兵庫県の県行政における環境保全型農業の推進政策について整理した。

第Ⅳ章では、兵庫県多可町中区坂本集落において、環境保全型農業およびその最上位に位置づけられている有機農業によって酒米・山田錦の栽培に取り組む生産者の実態と課題を明らかにした。そして環境保全型農業の実施によって与えられた地域社会への影響と、生産者が描いていた理想と現実のギャップに触れ、生産者の視点に立った環境保全型農業の問題点を3点指摘した。第1点は、有機農業が生産者に課す多大の労力である。現在、日本の稲作農業の大部分は第2種兼業農家によって担われているが、有機農業は稲作に必要な労働量の多さのため専従者でなければ実践することが難しく、生産量の増大には限界があり、食料供給の主力農法となることは難

しい。第2には少なくとも現状では労働量に見合うだけの価格が保障されていない。坂本集落でも行政からの補助金と、酒米の全量取引引き先である酒造メーカーの援助金によって何とかバランスを取っているが、これらがなければ継続は困難である。第3点は有機農業認定制度の問題である。現在、国内、国外に複数の認定機構が存在し、それぞれ独自の認定基準を持っているが、そのいずれもが膨大な書類作成を生産者に求めている。また認定にかかる費用も少なくない。これらは生産者にさらなる負担を強いることになっている。これらの問題点を踏まえて、今後の日本農業が持続的に発展するためには、環境保全型農業がどのような課題を内包しているのかについて指摘し、環境保全型農業の推進によって日本の農業の持続性を高めることが可能であるかどうかを考察した。

第V章ではI章からIV章までの論述に基づき、環境創造型農業に潜む課題と、今後望まれる対応について考察した。

以上の考察により、本稿で取り上げた坂本集落では生産した酒米の全量取引先である酒造メーカーからの全面的な理解と財政的協力が得られているという好条件があるにも拘らず、有機農業の実践に伴う3つの問題が生産者を圧迫している事実を明らかにした。このことから、日本農業が環境保全型農業の推進によって持続的な社会を目指すにあたり、有機農業を全面的に展開することには限界があると考えられる。食料の安定的供給を図りつつ、環境負荷を軽減するという環境保全型農業の

定義に立ち返るならば、現在行われている慣行農業を特定栽培農業へ移行させるべく、特定栽培農業の普及と技術の確立を行うこと、そして有機農業における負担軽減と持続的経営を可能にするような政策的支援と価格体系を構築し、補助金制度や認証制度を改善することが不可欠であると結論した。